

第2回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和7年7月30日(水)
- 2 開催時間 午後1時25分開会 午後2時38分閉会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター 研修室
- 4 出席委員 26名

1番	梶川 毅	2番	荒川 満雄	3番	牧村 康弘
4番	鹿内 淳一	4番	鹿内 淳一	6番	水野 真和
7番	増地 孝昇	8番	中村 光洋	9番	山本 裕慈
10番	工藤 美佐	11番	兒玉 康英	12番	大塚 敏幸
13番	飯田 暢弘	14番	山崎 博之	15番	森 有宏
16番	岸塚 隆弘	17番	横川 和博	18番	野原 香織
19番	廣瀬 貢弘	20番	松金 栄治	21番	梶 宗徳
22番	辻 浩志	23番	落合 憲和	24番	河瀬 勉
25番	室崎 公一	26番	吉田 利彦		
- 5 欠席委員 なし
- 6 議事録署名委員

3番	牧村 康弘	4番	鹿内 淳一
----	-------	----	-------
- 7 議事内容
 - (1) 協議第1号 現況証明願の現地調査班の編成について
 - (2) 協議第2号 地区担当のあっせん・調整委員について
 - (3) 協議第3号 農地部会及び農政部会の編成について
 - (4) 協議第4号 農地部会及び農政部会の正副部会長の互選について
 - (5) 協議第5号 帯広市農業者結婚推進協議会推進委員、帯広市農業者年金協議会代議員及び農業委員会だより編集委員の選出について
 - (6) 協議第6号 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議(案)について
 - (7) 協議第7号 令和7年度農業委員視察研修の実施について
 - (8) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (9) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (10) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
 - (11) 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分について
 - (12) 議案第1号 農用地利用集積等促進計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員

事務局長	橋向 弘泰	農地課長	高間 裕一
農地係長	佐々木 正人	農地係主任	清水 裕貴
農地係主任補	中島 俊喜	農地係主任補	本間 大慎

事務局 議長	<p>ご起立願います。礼。ご着席ください。</p> <p>ただいまより、第2回帯広市農業委員会を開会いたします。</p>
吉田 会長	<p>(会長より、近況を含め挨拶)</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
(委員)	<p>(なし)</p>
議長	<p>異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。</p> <p>次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。</p>
事務局 議長	<p>報告いたします。本日の出席委員は、26名です。</p> <p>委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立している</p>
議長	<p>ことをご報告いたします。</p> <p>本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、協議が7件、報告が4件、議案が1件、その他が1件です。</p>
議長	<p>(配付資料の確認)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員には、3番 牧村委員、4番 鹿内委員を指名いたします</p>
議長	<p>ので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは協議案件に入ります。</p>
議長	<p>協議第1号「現況証明願の現地調査班の編成について」を議題といたします。</p> <p>前回の総会において、本件の班編成は「会長及び会長職務代理者に一任」されて</p>
議長	<p>おりましたので、室崎会長職務代理者から編成案の説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、私から現地調査班の編成案について説明いたします。</p>
室崎会長職務代理者	<p>「説明資料集」の1ページ「帯広市農業委員会農地等に関する証明等の事務</p> <p>処理要領」をご覧ください。</p>
議長	<p>現地調査については、「要領」第3条第1項により「現況調査願」のあった</p> <p>土地については、現地調査をしなければならないとあり、第3条第2項に</p>
議長	<p>記載されておりますとおり、3名の農業委員が行うものとなっております。</p> <p>また、第4条にありますように、現地調査は、基本的に毎月10日及び25日の</p>
議長	<p>月2回行うものとされています。</p> <p>次に、資料集5ページ「現況証明願の現地調査班の編成案」をご覧ください。</p>
議長	<p>上段は、参考として、前回までの班編成を掲載しております。下段が今回の</p>
議長	<p>上段は、参考として、前回までの班編成を掲載しております。下段が今回の</p>

新しい班編成の案となっております。

すでに、第1班の皆さんには先日25日に現況調査を実施していただきましたが、ご覧のとおり九つの班で編成いたしました。

この班編成にあたりましては、基本的に前回までの班を基本として、退任委員が抜けたところに新任委員を配置させていただきましたが、前回の総会の中でご意見として挙げていただいた「偏りのない配置」にも配慮して、必要に応じて調整いたしました。

また、第9班は充て職となっております、私と農地・農政部会の「各副部会長」が調査にあたることとなります。このあと各部会の編成や正副部会長の互選が行われることとなります。

副部会長になられた方には申し訳ないですが、他の皆さんより多く調査にあたっていただくこととなりますので、ご了承ください。

なお、調査日が近づきましたら、各班の担当委員には、事務局から調査依頼の連絡があると思いますので、お忙しいとは存じますが、ご協力よろしく願いいたします。

ただ、どうしても都合がつかない場合には、その旨を事務局にお知らせください。欠員の対応は、私か、農地・農政部会の「各部会長」であたることとなっております。

以上、このように原案を作成いたしましたので、よろしくお願いいたします。

ただいまの説明、あるいは原案についてご異議等ございませんか。

(なし)

ご異議がないようですので、このとおり決定いたしました。

次に、協議第2号「地区担当のあっせん・調整委員について」を議題といたします。

前回の総会において、本件の班編成は「会長及び会長職務代理者に一任」されておりましたので、室崎会長職務代理者から編成案の説明をさせていただきます。

それでは、「説明資料集」7ページ「帯広市農業委員会農地移動適正化あっせん基準」をご覧ください。

農地移動適正化あっせん事業につきましては、「あっせん基準」第1条の下から2行目にありますように、農業経営の規模の拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化を図ることを目的として行われております。

あっせん・調整委員は、各地区から出された「あっせん申出」に対し、「資料」8ページにあります第5条の基準に基づき、順位付けと取得に向けた協議を行う

議 長
(委 員)
議 長

室崎会長職務代理者

ものです。

「説明資料集」11ページをご覧ください。

川西地区のあっせん・調整委員の案を上段に、大正地区のあっせん・調整委員の案を下段に掲載しております。

慣例により、会長と会長職務代理者及び事務局の協議により、本案を作成いたしました。なお、会長、会長職務代理者、及び応募委員は除外しております。

基本的には、退任委員の後任に新任委員をあてておりますが、必要に応じて継続委員の配置を変更しております。

以上、このように原案を作成いたしましたので、よろしく願いいたします。

ただいまの説明、あるいは原案についてご異議等ございませんか。

(なし)

ご異議がないようですので、このとおりに決定いたしました。

次に、協議第3号「農地部会及び農政部会の編成について」を議題といたします。

本件につきましても、前回の総会で「会長及び会長職務代理者に一任」されておりましたので、室崎会長職務代理者から編成案の説明をさせていただきます。

それでは、私から各部会の編成案について説明いたします。

「説明資料集」13ページ「帯広市農業委員会部会規約」をご覧ください。

部会につきましては、「規約」第2条に記載されておりますとおり、農業委員会の事務の円滑な運営を図るため、調査・研究等を行うものです。

農地部会と農政部会の所掌事務は、第3条第1項第1号と第2号にそれぞれ記載のとおりですので、確認してください。

部会の構成は、第4条にあるとおり、会長及び会長職務代理者を除く農業委員をもって構成することになります。

では、「説明資料集」15ページをご覧ください。

上段に農地部会、下段に農政部会を掲載し、左側には参考として前回までの部会編成を載せておりますが、右側が今回の新しい部会編成の案となっております。

農地部会・農政部会ともに、それぞれ12名ずつということになり、退任委員の抜けたところに新任委員を配置する形で編成させていただきました。

なお、資料には明記していませんが、このあと協議第4号の中で事務局から説明されますが、年金協議会の代議員や「農業委員会だより」の編集委員については、各部会で割り当てられた人数を選出いただきたいという部分もありますので、そういった点も考慮した上で、このとおり原案を作成いたしました。

議長
(委員)
議長

室崎会長職務代理者

議 (委員)	長 どうぞよろしくお願いいたします。 ただいまの説明、あるいは原案についてご異議等ございませんか。 (なし)
議 長	ご異議がないようですので、このとおり決定いたしました。 次に、協議第4号「農地部会及び農政部会の正副部会長の互選について」を 議題といたします。選出方法について、事務局より説明願います。
事務局(高間課長)	「説明資料集」13ページをご覧ください。 帯広市農業委員会部会規約第6条第1項に「部会には部会長1名及び副部会長 1名を置く」とあり、第2項に「部会長及び副部会長は、部会において互選する」 とありますことから、このあと、農地部会と農政部会に分かれていただき、 正副部会長の選出協議をお願いいたします。
議 (委員)	長 ただいまの説明、あるいは選出方法についてご異議等ございませんか。 (なし)
議 長	ご異議がないようですので、のちほど農政部会及び農地部会を開催し、 正副部会長を選出することとします。 次に、協議第5号「帯広市農業者結婚推進協議会推進委員、帯広市農業者 年金協議会代議員及び農業委員会だより編集委員の選出について」を 議題といたします。内容について、事務局より説明願います。
事務局(高間課長)	はじめに、「帯広市農業者結婚推進協議会」の推進委員の選出について説明いた します。 「説明資料集」17ページ「帯広市農業者結婚推進協議会規約」をご覧ください。 結婚推進協議会は、帯広市の農業後継者の結婚対策を円滑に推進するために、 帯広市農業委員会、帯広市川西農協、帯広大正農協、帯広市で組織している 団体です。 推進委員は、4月に実施する総会への参加のほか、農業後継者の結婚対策活動を 行います。 「規約」第5条に推進委員の選出について定められており、農業委員会から選出 する推進委員については、会長と会長職務代理者以外に、3名の農業委員を選出す ることとなっております。 選出方法は、前回と同様に、川西地区から1名、大正地区から1名、 応募委員の中から1名の推進委員を互選により選出いただきたいと思います。 なお、「説明資料集」19ページに、過去に開催した交流会の一覧があります ので、これまでの活動内容の参考としてください。

次に、「帯広市農業者年金協議会」の代議員の選出について説明いたします。

「説明資料集」21ページ「帯広市農業者年金協議会規約」をご覧ください。

農業者年金協議会は、農業者年金制度の拡充強化対策の推進に努め、農業者の老後の生活安定と福祉向上を図ることを目的に、年金被保険者及び受給者、関係機関・団体を会員として組織している団体です。

代議員は、4月の総会への参加のほか、各種交流会や研修会への参加と、加入促進活動などを行います。

「規約」第6条に代議員の選出について定められており、農業委員会からは代議員を2名、選出することとなっております。

なお、これまでは慣例により、農政部会の委員から2名を選出しております。

次に、「農業委員会だより編集委員」の選出について説明いたします。

「説明資料集」25ページ「帯広市農業委員会広報紙の発行に伴う編集委員会の設置について」をご覧ください。編集委員は、年に2回発行している広報紙の編集委員会に参加し、記事の内容の検討や、編集後記を書くなど、編集と発行を行います。

「編集委員会の設置について」の2に編集委員の選出について定められております。編集委員は、農政部会・農地部会の各正副部会長が充て職となっており、その他各部会員の中からそれぞれ部会長が指名する委員を若干名とされております。

これまでは慣例により、農政部会の委員から2名、農地部会の委員から3名を選出しております。

事務局からの説明は以上でございます。

議 長
(委 員)
議 長

ただいまの説明、あるいは選出方法等についてご異議等ございませんか。

(なし)

ご異議がないようですので、この後「結婚推進協議会推進委員」「農業者年金協議会代議員」「農業委員会だより編集委員」を選出することとします。

各部会等の開催について、事務局よりご説明いたします。

事務局(高問課長)

ご説明します。会議進行の都合上、最初に結婚推進協議会の推進委員の選出を行います。川西地区の委員は和室Aで、大正地区の委員は会議室Bで、応募委員は本会場(研修室)にて行いますので、各自移動していただき、それぞれ1名の推進委員を選出願います。

結婚推進協議会の推進委員が選出され次第、各部会の正副部会長の選出を

行います。

事務局がご案内いたしますが、農地部会は和室Aにて、農政部会は会議室Bにて行います。

なお、各部会の正副部会長が決まりましたら、農地部会は「だより編集委員」を3名選出、農政部会は「年金協議会代議員」を2名、「だより編集委員」を2名、選出してください。

なお、規約第4条により部会に会長と会長職務代理者が同席いたしますが、会議進行の都合上、両部会を同時に開催いたしますので、会長は農地部会、会長職務代理者は農政部会にそれぞれ同席いただきます。

議長 長 それでは各部会等の開催のため、暫時休憩いたします。

【暫時休憩】

議長 長 再開いたします。

休憩中に開催された農地部会・農政部会におきまして、各部会の部会長と副部会長がそれぞれ選出されました。

私からご紹介いたしますので、それぞれ一言ずつその場でご挨拶をいただきたいと思えます。

はじめに、農地部会長には、15番 森有宏委員が選出されました。

森農地部会長、ご挨拶をお願いいたします。

森農地部会長 議長 (就任あいさつ)

次に、農地副部会長には、11番 兒玉康英委員が選出されました。

兒玉農地副部会長、ご挨拶をお願いいたします。

兒玉農地副部会長 議長 (就任あいさつ)

次に、農政部会長には、1番 梶川毅委員が選出されました。

梶川農政部会長、ご挨拶をお願いいたします。

梶川農政部会長 議長 (就任あいさつ)

次に、農政副部会長には、2番 荒川満雄委員が選出されました。

荒川農政副部会長、ご挨拶をお願いいたします。

荒川農政副部会長 議長 (就任あいさつ)

ありがとうございました。正副部会長の皆さん、どうぞよろしく
お願いいたします。

続いて、結婚推進協議会推進委員の選出結果について、事務局より
報告願います。

事務局(高間課長) ご報告いたします。このたび結婚推進協議会の推進委員に選出されたのは、

議	長	<p>川西地区より増地委員、大正地区より岸塚委員、応募委員より工藤委員です。</p> <p>以上です。</p>
森農地部会長	長	<p>続いて、農業者年金協議会代議員及び農業委員会だより編集委員の選出結果につきまして、それぞれ部会長から報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、森農地部会長より、</p> <p>農業委員会だより編集委員3名の選出について報告をお願いします。</p>
議	長	<p>報告します。「農業委員会だより編集委員」には、</p> <p>3番 牧村康弘委員、13番 飯田暢弘委員、17番 横川和博委員の3名を選出しました。報告は以上です。</p>
梶川農政部会長	長	<p>ありがとうございました。続いて、梶川農政部会長より、</p> <p>農業者年金協議会代議員2名および農業委員会だより編集委員2名の選出について、報告をお願いします。</p>
議	長	<p>報告します。「帯広市農業者年金協議会代議員」には、</p> <p>19番 廣瀬貢弘委員、18番 野原香織委員を、</p> <p>「農業委員会だより編集委員」には、</p> <p>10番 工藤美佐委員、18番 野原香織委員を、</p> <p>を選出しました。報告は以上です。</p>
事務局(高問課長)	長	<p>ありがとうございました。選出されました委員の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。以上で、協議第4号及び第5号を終了いたします。</p> <p>次に、協議第6号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議(案)について」を議題といたします。内容について、事務局より説明願います。</p> <p>ご説明いたします。「説明資料集」27ページをご覧ください。</p> <p>これは、平成28年5月26日に開催された「全国農業委員会会長大会」において決定された、農業委員会が守るべき基本的な原則や方針を定めたものであります。</p> <p>また、令和元年11月28日に行われました「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されました。これは、過去に、本州において、農業委員が絡む農地法違反等の不祥事が発生したことに起因し、決議されたものであります。</p> <p>また、一般社団法人北海道農業会議より、この申し合わせ決議の趣旨に則り、同様の決議を年1回以上行うよう、各農業委員会へ呼びかけがあったところであり、</p> <p>委員のみなさまに、法令遵守について改めてご確認いただきたく、決議についてご提案させていただきます。説明は以上であります。</p>

議 (委員)	長	ただいまの説明、あるいは原案についてご質問等ございませんか。 (なし)
議	長	ご質問がないようですので、「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議(案)」を読み上げます。委員を代表して、室崎会長職務代理者をお願いします。
室崎会長職務代理者		はい。それでは読み上げます。 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案) 私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 令和7年7月30日 帯広市農業委員会
議 (委員)	長	ありがとうございました。 それでは、このように決議することについて、ご異議ございませんか。 (なし)
議	長	ご異議がないようですので、原案のとおり決定いたしました。 次に、協議第7号「令和7年度農業委員視察研修の実施について」を議題といたします。内容について、事務局より説明願います。
事務局(佐々木係長)		(「令和7年度農業委員視察研修の実施について」の説明)
議	長	ただいま説明がありました内容について、令和7年度の視察研修の参加者をどのように選定したらよいか、お諮りいたします。
工藤委員		はい(挙手)。
議	長	10番、工藤委員。

工藤委員	参加者の選定は、経験年数等を考慮した編成とし、六役に一任するのが良いと思います。
議長	ただ今、10番 工藤委員から、六役に一任するという提案がありましたが、他にご意見はございませんか。
(委員)	(なし)
議長	他にご意見がないようですので、令和7年度の視察研修の参加者については、六役に一任することに決定しました。
	<p>なお、本総会閉会后、六役会議を開催いたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上で、協議案件は全て終了いたしました。</p>
議長	<p>続いて報告案件に入ります。</p> <p>報告第1号及び第4号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。</p> <p>では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」及び報告第3号「農地利用状況調査、農地パトロールの結果について」を一括して報告いたします。</p> <p>6月分の調査結果について、梶川調査委員より報告をお願いします。</p>
梶川調査委員	<p>25日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明、附番16から20の5件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>最後に、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第3回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。</p> <p>西帯広 212ヘクタール、南町 19ヘクタール、</p> <p>空港南町 132ヘクタール、合わせて 363ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。</p> <p>以上で、6月分の報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、7月分の調査結果について、山崎調査委員長よりお願いいたします。</p>
山崎調査委員長	<p>10日の調査ですが、3ページ 報告第2号 1 現況証明、附番21から244件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>次に、2. 現況地目照会（法務局）、附番1の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認しました。</p> <p>次に、3. 農地法第5条の転用に係る完了の確認 附番1の1件について</p>

現地調査をしたところ、工事の完了を確認いたしました。

次に、4. 農地法第5条の一時転用に係る完了の確認 附番4の1件について現地調査をしたところ、工事の完了を確認いたしました。

最後に、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第4回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

太平町 1, 127ヘクタール、美栄町 1, 409ヘクタール、合わせて 2, 536ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、7月分の報告を終わります。

ありがとうございました。

以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

(なし)

特に無いようですので、報告第2号及び第3号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農用地利用集積等促進計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画の案について決定を求めます。

(議案第4号、1. 農地売買等事業分 (1)所有権移転(買入)附番3の1件、について、調査書に基づき朗読・説明)

(同、2. 農地中間管理事業分 (1)賃借権等の設定(借入)の附番9・10の2件、(2)賃借権等の設定(貸付)の附番8～11の4件について、調査書に基づき朗読・説明)

以上につきましては、地域計画区域内の農用地であることから、農業経営基盤強化促進法第21条に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等を行うものです。

なお、本件につきましては、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うものです。

それでは審議に入りますが、2. 農地中間管理事業分 (2) 賃借権等の設定（農地中間管理機構による貸付）附番11については

議長

(委 員)

議長

事務局(本間主任補)

事務局(中島主任補)

議長

8番 中村光洋委員が関係しておりますので、
ここで一時退席いただきます。

【中村委員退席】

議 長 それでは、2. 農地中間管理事業分(2) 賃借権等の設定 附番11について
審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり
決定することについてご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議 長 ご異議が無いようですので、2. 農地中間管理事業分(2) 賃借権等の設定
附番11につきましては、原案のとおり決定し、農地中間管理機構へ、
農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、
同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により
即日公告を行うこととします。

【中村委員着席】

議 長 それでは審議を続けます。

2. 農地中間管理事業分(2) 賃借権等の設定 附番11を除く6件について
審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり
決定することについてご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議 長 ご異議が無いようですので、2. 農地中間管理事業分(2) 賃借権等の設定
附番11を除く6件につきましては、原案のとおり決定し、農地中間管理機構へ、
農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、
同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により
即日公告を行うこととします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

続いて「その他」に入ります。

「農業委員業務における農地バンク事業に関するQ&Aについて」、
事務局より説明させます。

事務局(清水主任) (「農業委員業務における農地バンク事業に関するQ&Aについて」の説明)
議 長 ただいまの説明に関して、ご質問等ございませんか。


(委 員) (なし)


議 長 ご質問等が無いようですので、以上で終了いたします。

予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから
何かございませんでしょうか。

(委 員)	(なし)
議 長	特に無いようですので、以上で終了いたします。
	次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(清水主任)	(事務局から連絡事項の説明)
議 長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。

本会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名捺印する。

議長 吉田利彦 

署名委員 坂下康弘 

署名委員 鹿内淳一 